○環境省告示第十号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年三月二十四日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　告示第三号ロの環境大臣が定める基準のうち野生ハナバチ類に係るものは、別表第三の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の野生ハナバチ類に係るばく露経路ごとの予測ばく露量が、同表の基準値の欄に定める値を超えないこと又は野生ハナバチ類の蜂群に対する影響評価の結果、同表の農薬の成分の使用に伴うと認められる野生ハナバチの被害が発生しない、若しくはその被害が著しいものとなるおそれがないこととする。	三　告示第三号ロの環境大臣が定める基準のうち野生ハナバチ類に係るものは、別表第三の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の野生ハナバチ類に係るばく露経路ごとの予測ばく露量が、同表の基準値の欄に定める値を超えないこととする。
備考 一～三　（略）	備考 一～三　（略）

別表第一　（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
プロピル［3－（ジメチルアミノ）プロピル］カルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	10,000μg／l
（略）	
2－クロロ－2’，6’－ジエチル－*N*－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）	2.8μg／l
（略）	
3’－クロロ－4，4’－ジメチル－1，2，3－チアジアゾール－5－カルボキシアニリド（別名チアジニル）	160μg／l
（略）	
4－クロロ－2－フルオロ－5－［(*RS*)－(2，2，2－トリフルオロエチル)スルフィニル］フェニル5－［(トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス）	0.63μg／l
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	56μg／l

農薬の成分	基準値
（略）	
プロピル＝3－（ジメチルアミノ）プロピルカルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	10,000μg／l
（略）	
2－クロロ－2’，6’－ジエチル－*N*－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）	2.9μg／l
（略）	
3’－クロロ－4，4’－ジメチル－1，2，3－チアジアゾール－5－カルボキサニリド（別名チアジニル）	160μg／l
（略）	
4－クロロ－2－フルオロ－5－［(*RS*)－(2，2，2－トリフルオロエチル)スルフィニル］フェニル5－［(トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス）	0.63μg／l
（新設）	